

公益社団法人秦野市シルバー人材センターアンテナショップ販売
要領

(目的)

第1 この要領は、公益社団法人秦野市シルバー人材センターアンテナショップ（以下「アンテナショップ」という。）において、公益社団法人秦野市シルバー人材センターの正会員（以下「会員」という。）が、物品を販売する際の詳細を定めることを目的とする。

(販売対象物品)

第2 販売できる物品は、会員が製作、栽培等した手づくり品とし、センターの趣旨、目的等に反しないものとする。

2 農作物の販売については、次のとおりとする。

- (1) 会員本人以外の個人所有地で栽培等した場合は、地主に販売する旨の許可を求めること。
- (2) 秦野市農業協同組合又は秦野市が貸与する農地で収穫した野菜等は、販売しないこと。

(販売価格)

第3 販売価格については、物品を販売する正会員（以下、「出品者」という。）自らが値付けをし、市場価格に比べて安価であることとする。

(販売の許可等)

第4 出品者は、事前にセンター事務局に申し出て許可を得なければならないものとする。

- 2 販売に関する事務処理は、出品者の会員番号によって取り扱うものとする。
- 3 在庫の管理は、出品者が行わなければならない。
- 4 売れ残った物品については、指定された期日までに出品者が回収しなければならない。
- 5 回収を怠った出品者については、次回以降の出品を許可しない。また、その物品については事務局が自由に処分できるものとし、その処分経費は出品者に請求する。
- 6 物品に不良等が生じた場合は、出品者が対応しなければならない。

(販売代金の取扱い等)

第5 販売代金については、次のとおり処理するものとする。

- (1) 販売代金の90/100を「配分金」として、ひと月分をまとめて出品者に

支払うものとする。

(2) 販売代金の 10/100 を「事務費」として、センターが徴収するものとする。

(委任)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月11日から施行し、令和6年10月1日から適用する。